

第3号様式（第4条関係）

公文書一部開示決定通知書

2瀬学教第2065号

令和3年1月27日

甲斐 雄彦 様

瀬戸市教育委員会



令和2年12月18日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、瀬戸市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足る事項	別紙のとおり	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和3年2月2日 午後3時00分
	場 所	瀬戸市役所 201会議室
開 示 の 実 施 方 法	閲覧	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円
	2 写しの送付に要する費用 郵送代	円
開示しないこととした部分	別紙のとおり	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙のとおり	
備 考		
担 当 課 等	学校教育課 電話番号 0561-88-2760	

- 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【別紙】

【公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項】

市内中学校に係る以下の文書

ただし、令和元年度は水無瀬中学校、南山中学校、幡山中学校、品野中学校、光陵中学校、水野中学校、本山中学校、祖東中学校のもの。

令和２年度は水無瀬中学校、南山中学校、幡山中学校、品野中学校、光陵中学校、水野中学校、にじの丘中学校のもの。

- ・ 令和元年度 在校時間状況記録
- ・ 令和２年度 在校時間状況記録（４月～１１月）
- ・ 令和元年度 野外教育活動に伴う勤務の割り振り変更について（除 本山中学校）
- ・ 令和元年度 修学旅行に伴う勤務の割り振り変更について
- ・ 令和２年度 野外教育活動に伴う勤務の割り振り変更について
- ・ 令和２年度 修学旅行に伴う勤務の割り振り変更について

【開示しないこととした部分】

＜在校時間状況記録について＞

- ① 職名、氏名
- ② 整理番号（水無瀬中学校、南山中学校、品野中学校、祖東中学校、にじの丘中学校）
- ③ 個人印（令和２年度にじの丘中学校）

＜野外教育活動に伴う勤務の割り振り変更について＞

- ④ 令和元年度本山中学校 野外教育活動に伴う勤務の割り振り変更について
- ⑤ 職名、氏名
- ⑥ 個人印（水野中学校）

＜修学旅行に伴う勤務の割り振り変更について＞

- ⑦ 職名、氏名
- ⑧ 個人印（水野中学校）

＜日常の業務に対する割り振り変更について＞

- ⑨ 日常の業務に対する割り振り変更記録

【開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由】

＜①～③、⑤、⑥、⑦、⑧＞

休暇の取得や在校しない時間は個人の私生活に関わる情報である。

氏名及び個人印は特定の個人を識別することができ、職名及び整理番号については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ、瀬戸市情報公開条例第７条第２号に該当するため。

＜④＞

本山中学校は令和元年度に野外活動を実施しておらず、文書不存在のため。

＜⑨＞

日常の業務に対する割り振り変更は、当該者と校長とで口頭等にてやりとりをしており、文書不存在のため。